

選択制の対象とする種目に関する解釈

※「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号）（抄）

○スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

固定用スロープ



○歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

歩行器
（※歩行車は除く）



○歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

歩行補助杖



※松葉杖は除く 1

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

① ケアマネジャー・福祉用具専門相談員から利用者等に対し
選択制の制度趣旨について説明 ※1

※1：選択できることを説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応。

② サービス担当者会議（初回）※2の準備
・医師等の所見※3の用意、各担当者への連絡、情報収集等
・ケアプラン原案作成

※2：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場合であれば可。また書類による照会でも可能。

③ サービス担当者会議（初回）※2の開催
・医師等の所見等 ※3を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案。
(提案例：長期利用が見込まれるため販売、利用期間がこの段階では判断できないため貸与、等)

※3：取得可能な直近の所見、様式や手段は不問。また医師や専門職からの医学的所見は、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

④ 協議内容と提案をふまえ、**利用者等が、貸与または販売のいずれかを選択する。**

⑤ **福祉用具貸与**として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与選択の理由を記載。
・福祉用具サービス計画書には次回モニタリング時期を記載し交付。 ※4

※4：貸与にて利用開始した場合は、開始後6ヶ月以内に少なくとも一度は、福祉用具専門相談員が、モニタリングを行う。

⑥ 記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録し報告。 ※5

※5：貸与継続する間、モニタリングシートはケアマネジャーに交付する。

⑦ **特定福祉用具販売**として利用開始
・福祉用具サービス計画に目標達成状況の確認時期を記載し交付。
・上記の時期に目標の達成状況を確認。 ※6
・以降、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。 ※7
※販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供。

※6：確認手段等は訪問にかぎらず、テレビ電話等でも可。

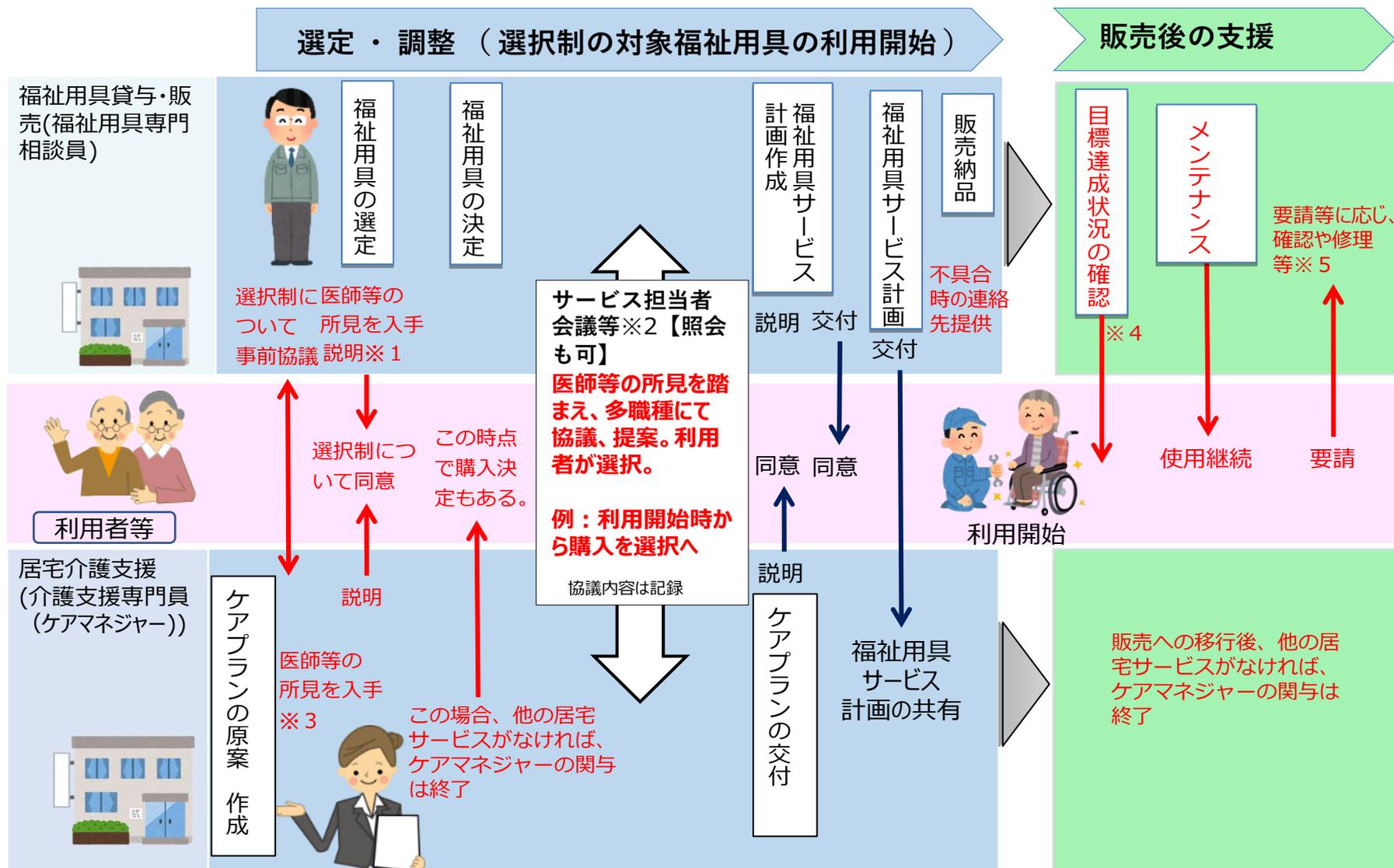
※7：販売後のメンテナンス等に関しては、利用者と事業所の個別契約にて対応。

⑧ モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、
② 次回の担当者会議の準備に戻り、⑤ 貸与から販売への移行、あるいは⑥ 貸与の継続を検討する。 ※8

※8：再検討時、医師等の専門職の所見の再取得の必要性は、事例毎に個別に必要性を検討し対応してよい。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （販売を利用）

※黒字：既存の対応、赤字：選択制に伴う新規の対応（※は1ページ前の記載に対応）



福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （貸与から販売に移行）

※黒字：既存の対応、赤字：選択制に伴う新規の対応

（※は2ページ前の記載に対応）

